

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月16日
【計算期間】	第 8 特定期間（自 平成23年 8 月23日 至 平成24年 2 月20日）
【ファンド名】	インベスコ オーストラリア株式ファンド （以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）
【発行者名】	インベスコ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	森下 泰幸
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー14階
【電話番号】	（ 03 ） 6447 - 3086
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式¹を実質的な主要投資対象²とし、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。 1 上場予定の株式を含みます。また、上場不動産投資信託を除きます。以下同じです。 2 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	---

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	---

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信 資産複合	

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象 資産	株式	目論見書または信託約款において、その他 資産（投資信託証券）を投資対象とする旨 の記載があるもの ファンドが投資対象とする投資信託証券 （親投資信託）は、株式（一般）を投資 対象としており、ファンドの実質的な投 資収益の源泉は株式（一般）です
	(一般)	
	(大型株)	
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	
	(公債)	
	(社債)	
	(その他債券)	
	(クレジット属性)	
	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券）	
	資産複合	
	(資産配分固定型)	
	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回
	年4回	年6回（隔月）
	年12回（毎月）	日々
	その他	
投資対象 地域	グローバル	日本
	北米	欧州
	アジア	オセアニア
	中南米	アフリカ
	中近東（中東）	エマージング
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資 信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投 資されるものを除く。）を投資対象として 投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	
為替 ヘッジ	為替ヘッジあり	目論見書または信託約款において、為替の ヘッジを行わない旨の記載があるものまた は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし	

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義につい
ては、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1	主として、マザーファンド¹ 受益証券への投資を通じて、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式に分散投資を行います。 1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド」です。
2	マザーファンドの運用² に当たっては、クオンツ・モデル³ を活用して個別銘柄選択およびポートフォリオ構築を行い、S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（円換算ベース）⁴ をベンチマーク⁵ とします。 2 インベスコ・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア連邦、メルボルン）に、マザーファンドの外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。 3 クオンツとは、Quantitative（数量的）という英語から派生した言葉で、高度な数学的手法を使って、市場を分析したり、投資戦略や金融商品を考案・開発することをいいます。クオンツ・モデルとは、こうした数量的手法を用いた有価証券投資に関するモデルのことです。 4 S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数とは、オーストラリア証券取引所上場の時価総額上位300銘柄で構成される時価総額加重平均指数（S&P/ASX300指数）をもとに、上場不動産投資信託による効果を除外した指数値をスタンダード・アンド・プアーズ社（以下、「S&P」といいます。）が算出したものです。S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数は、S&Pが独占的所有権を有しています。委託会社はS&Pと本指数の算出・保守に関する契約を結んでいます。S&Pは本指数の算出に関する誤謬および欠落についていかなる責任も負いません。 なお、円換算ベースの算出については、上記のS&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（オーストラリアドルベース）をもとに、計算日の前営業日の指数値に計算日のオーストラリアドル為替レート（わが国における対顧客電信売買相場の仲値）を乗じて、委託会社が独自に円換算したものです。 5 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果をあげることが保証するものではありません。なお、ベンチマークは今後見直す場合があります。
3	年4回の毎決算時（原則として、2・5・8・11月の各20日⁶）に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ■ 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 6 休業日の場合は、翌営業日に決算を行います。  *上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
4	実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5	ファミリーファンド方式⁷ で運用を行います。 7 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。 なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 

ファンドのポイント

ファンドのポイント

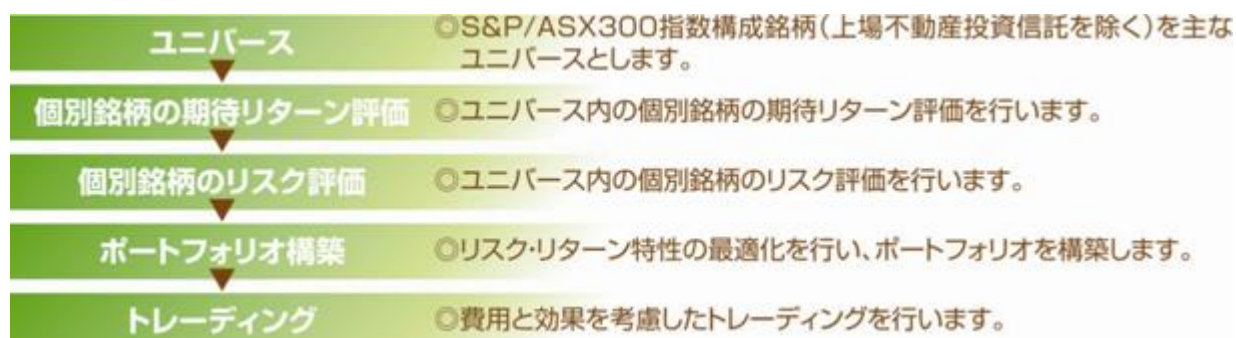
オーストラリア経済の成長を収益化することを目指します



ファンドの運用プロセス

運用プロセス

クオンツ・モデルを活用して個別銘柄選択およびポートフォリオ構築を行い、S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（円換算ベース）をベンチマークとします。



ファンドの運用プロセス等は、平成24年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

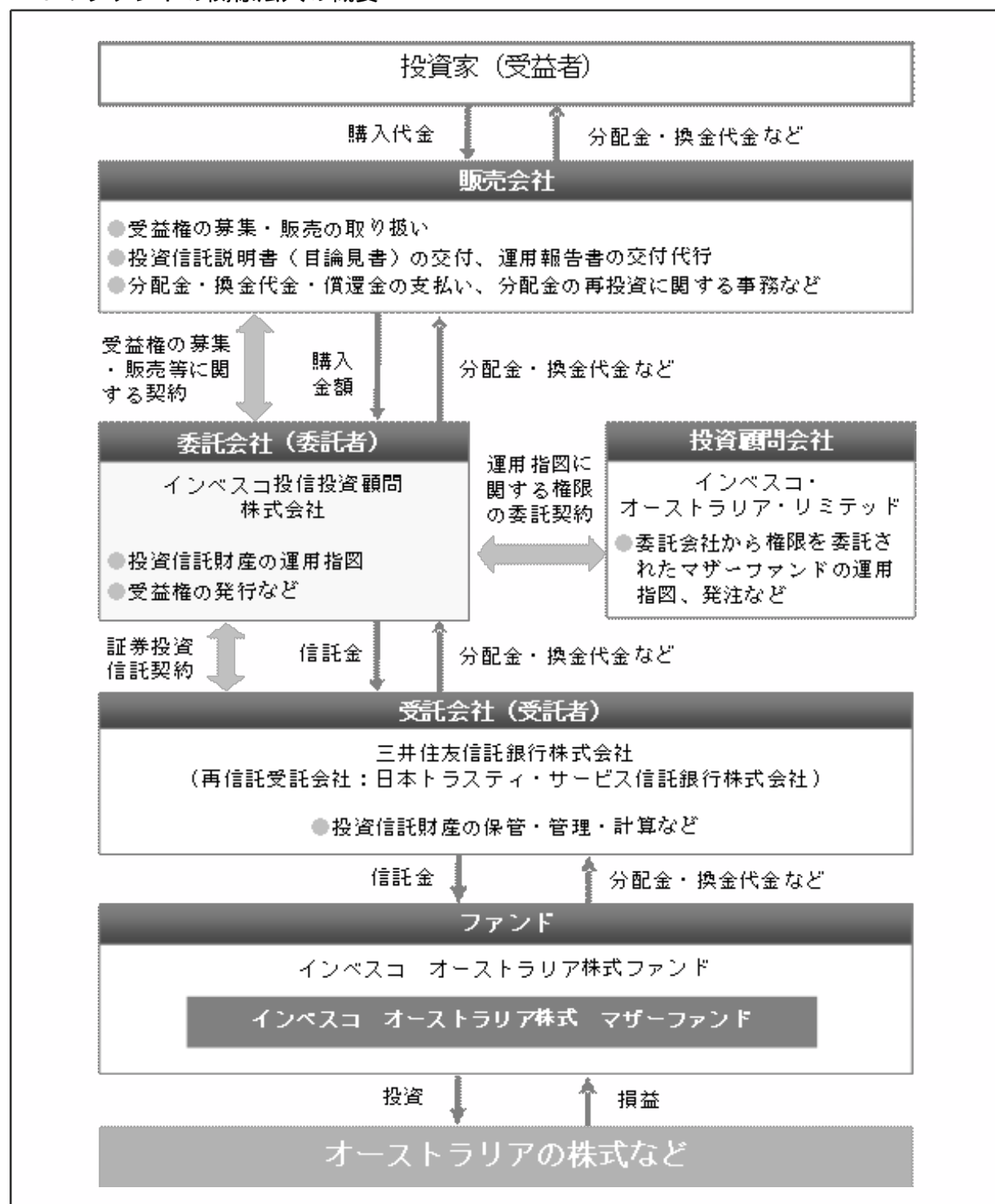
(2) 【ファンドの沿革】

平成20年 6 月20日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
--------------	--------------------

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a．ファンドの関係法人の概要



b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三井住友信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・オーストラリア・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの外貨建資産の運用指図、投資判断・発注などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

[次へ](#)

委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）		
資本金	4,000百万円（平成24年3月30日現在）		
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併		
大株主の状況	（平成24年3月30日現在）		
	名称	住所	所有株式数
	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地EC2A 1AG	40,000株
			所有比率
			100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資態度	・主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式に分散投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目標とします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（円換算ベース）をベンチマークとします。 ・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、インベスコ・オーストラリア・リミテッド（メルボルン）に運用の指図に関する権限を委託します。 ・実質外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。 ・投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	a．有価証券 b．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条から第26条までに定めるものに限り、ます。） c．約束手形 d．金銭債権
投資対象とする資産の種類（特定資産以外の資産）	a．為替手形

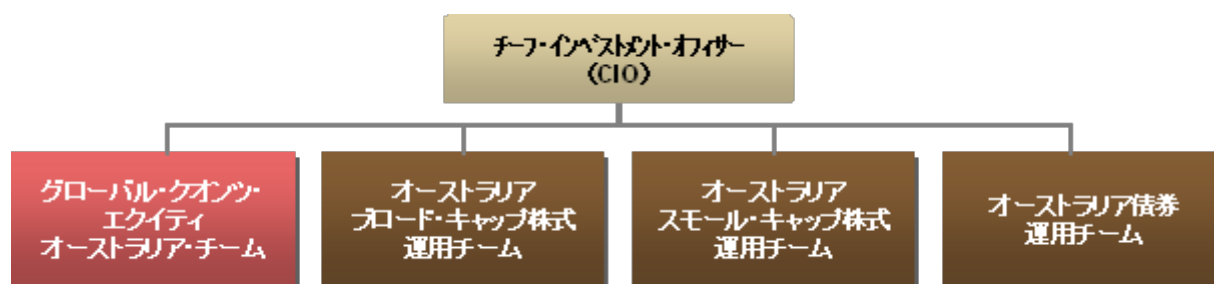
投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 a．株券または新株引受権証書 b．国債証券 c．地方債証券 d．特別の法律により法人の発行する債券 e．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） f．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） h．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） i．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） j．コマーシャル・ペーパー k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a．から k．までの証券または証書の性質を有するもの
-------------	--

	m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。） o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。） p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。） r．外国法人が発行する譲渡性預金証書 s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。） t．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。） u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの v．外国の者に対する権利で前u．の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 a．預金 b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） c．コール・ローン d．手形割引市場において売買される手形 e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの f．外国の者に対する権利で前e．の権利の性質を有するもの * 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

インベスコ・オーストラリア・リミテッドにおけるファンドの運用体制

運用体制図



マザーファンドの運用体制の概要

委託会社は、マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限をインベスコ・オーストラリア・リミテッドに委託します。マザーファンドの外貨建資産の運用は、インベスコ・オーストラリア・リミテッドのグローバル・クオンツ・エクイティのオーストラリア・チームが担当します。

ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・ コンプライアンス部（５名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・ 運用部門の運用管理部（３名程度）は、運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。 ・ 運用リスク管理委員会（５名程度）は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 * 「３ 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・ 投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・ 受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、平成24年３月30日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年４回の２・５・８・11月の各20日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 分配金額は、年４回の決算時に、原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを基本とし、年２回（２月および８月）の決算時には、売買益（評価益を含みます。）等から、基準価額水準、市況動向、残存信託期間などを勘案して委託会社が決定する額を加えて分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金の支払い	a. 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 b. 「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 * 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。 * 「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
---------	--

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

マザーファンド受益証券への投資制限（運用の基本方針）	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への実質投資割合¹には、制限を設けません。 ¹ 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（第16条第4項）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（第21条第1項）	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（第21条第2項）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債などへの投資制限（第22条）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債²への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（第16条第5項）	投資信託証券³への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 3 マザーファンド受益証券を除きます。
信用取引の指図（第23条）	・ 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・ 当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
先物取引等の運用指図（第24条）	・ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 - わが国の金融商品取引所⁴における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。

スワップ取引の運用指図（第25条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（第26条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。 ・金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第27条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第28条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第29条）	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借入れ（第35条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）インベスコ オーストラリア株式 マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
投資対象	オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
主な投資態度	・主として、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式に分散投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目標とします。 ・主としてオーストラリアの上場株式（上場不動産投資信託を除きます。）を投資対象とし、クオンツ・モデルを活用して、企業のファンダメンタルズや株価動向の分析による個別銘柄選択を行い、さらにリスク・リターン特性の最適化を行うことにより、ポートフォリオを構築します。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（円換算ベース）をベンチマークとします。 ・外貨建資産の運用にあたっては、インベスコ・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア連邦、メルボルン）に運用の指図に関する権限を委託します。 ・外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	・ 株式への投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
--------	---

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の主な変動要因

株価の変動リスク (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

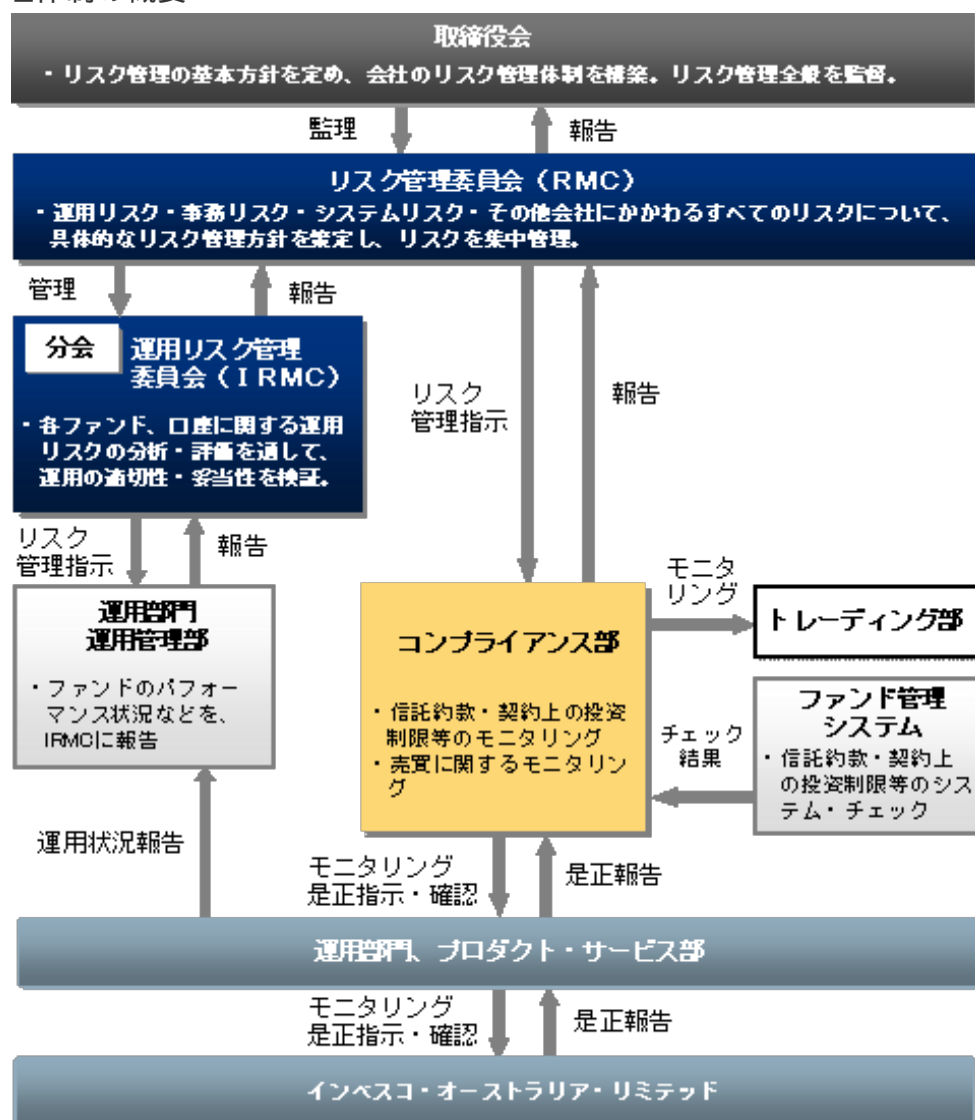
基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制の概要

リスク管理体制の概要



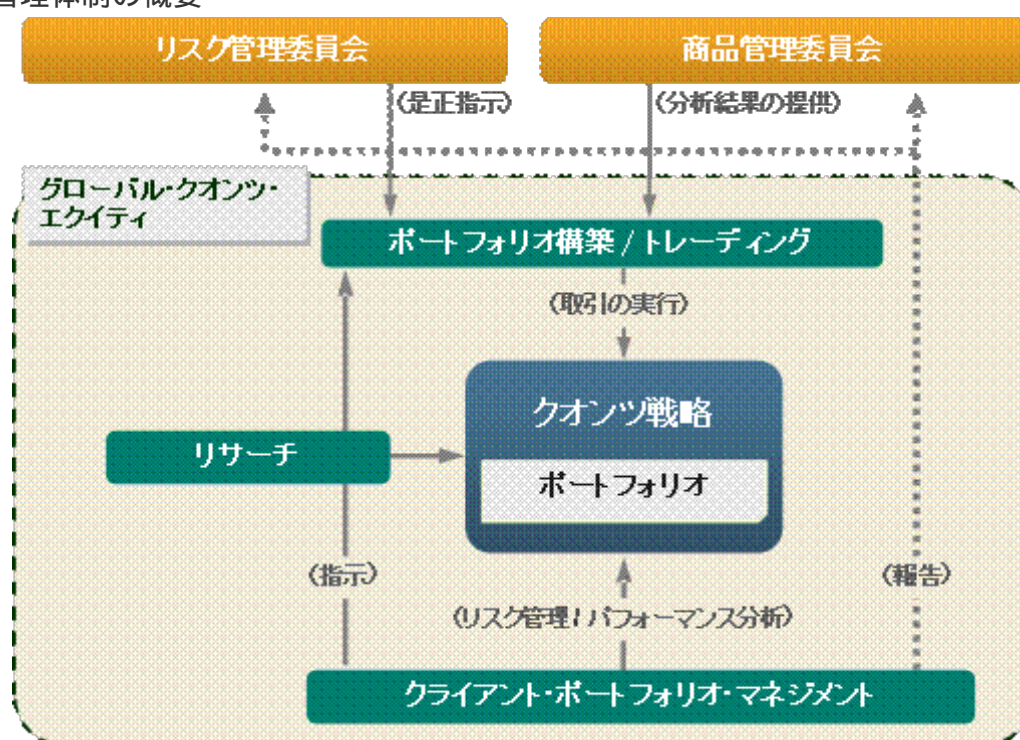
リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。 * IRMCの構成メンバーは、運用管理部長、運用部門長、コンプライアンス部長、プロダクト・サービス部長および議長（運用管理部長または運用管理部長が任命する者）です。

関係部署の役割

運用管理部	運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、IRMCに報告します。
コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
運用部門 / プロダクト・サービス部	運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果を運用管理部に報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。

インベスコ・オーストラリア・リミテッドのリスク管理体制

リスク管理体制の概要



クライアント・ポートフォリオ・マネジメント担当	リスク管理システムは、クオンツ・モデルに内包されており、オーストラリア・チームのクライアント・ポートフォリオ・マネジメント担当がモニタリングを行います。必要に応じて、リサーチ担当やポートフォリオ構築 / トレーディング担当に指示を出します。
商品管理委員会	商品管理委員会は、ピア・グループ比較などのパフォーマンス分析結果を審査し、その結果をポートフォリオ構築 / トレーディング担当に提供します。

リスク管理委員会	リスク管理委員会は、クライアント・ポートフォリオ・マネジメント担当によるモニタリング結果の報告を受けて、必要に応じて、ポートフォリオ構築／トレーディング担当に是正指示を出します。
----------	---

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.20%の率を乗じて得た額とします。

* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

信託報酬の額	投資信託財産の純資産総額に年率1.659%（税抜き1.58%）を乗じて得た額とします。											
信託報酬の配分	<table><tr><td>総 額</td><td colspan="3">年率1.659%（税抜き1.58%）</td></tr><tr><td rowspan="2">配 分</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>年率 0.7875% (税抜き 0.75%)</td><td>年率 0.7875% (税抜き 0.75%)</td><td>年率 0.0840% (税抜き 0.08%)</td></tr></table> * 委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・オーストラリア・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。	総 額	年率1.659%（税抜き1.58%）			配 分	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.7875% (税抜き 0.75%)	年率 0.7875% (税抜き 0.75%)	年率 0.0840% (税抜き 0.08%)
総 額	年率1.659%（税抜き1.58%）											
配 分	委託会社	販売会社	受託会社									
	年率 0.7875% (税抜き 0.75%)	年率 0.7875% (税抜き 0.75%)	年率 0.0840% (税抜き 0.08%)									
支払方法	毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。											

(4) 【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託事務の諸経費

該当する費用	・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用 ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他諸費用

該当する費用	・ 監査費用 ・ 法律顧問および税務顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用		
計算方法等	<table><tr><td>その他諸費用 上限固定率</td></tr><tr><td>純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td></tr></table> ・ 委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。	その他諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）
その他諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

分配金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 <table border="1"> <tr> <td>平成24年12月31日まで</td><td>10% (所得税 7 %および地方税 3 %)</td></tr> <tr> <td>平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで</td><td>10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)</td></tr> <tr> <td>平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)</td></tr> <tr> <td>平成50年 1 月 1 日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税 5 %)</td></tr> </table> ・ 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。	平成24年12月31日まで	10% (所得税 7 %および地方税 3 %)	平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)	平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)	平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
平成24年12月31日まで	10% (所得税 7 %および地方税 3 %)								
平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)								
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)								
平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)								
解約金および償還金に対する課税	・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 <table border="1"> <tr> <td>平成24年12月31日まで</td><td>10% (所得税 7 %および地方税 3 %)</td></tr> <tr> <td>平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで</td><td>10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)</td></tr> <tr> <td>平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで</td><td>20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)</td></tr> <tr> <td>平成50年 1 月 1 日以降</td><td>20% (所得税15%および地方税 5 %)</td></tr> </table> ・ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。	平成24年12月31日まで	10% (所得税 7 %および地方税 3 %)	平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)	平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)	平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)
平成24年12月31日まで	10% (所得税 7 %および地方税 3 %)								
平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7.147%および地方税 3 %)								
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税 5 %)								
平成50年 1 月 1 日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)								
損益通算について	・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。								

法人の受益者に対する課税の取扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 <table border="1" data-bbox="509 210 1417 465"> <tr> <td>平成24年12月31日まで</td><td>7 %</td></tr> <tr> <td>平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで</td><td>7.147%</td></tr> <tr> <td>平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで</td><td>15.315%</td></tr> <tr> <td>平成50年 1 月 1 日以降</td><td>15%</td></tr> </table> ・ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。	平成24年12月31日まで	7 %	平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	7.147%	平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	15.315%	平成50年 1 月 1 日以降	15%
平成24年12月31日まで	7 %								
平成25年 1 月 1 日から 平成25年12月31日まで	7.147%								
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	15.315%								
平成50年 1 月 1 日以降	15%								
益金不算入制度の適用	益金不算入制度は、適用されません。								

個別元本について

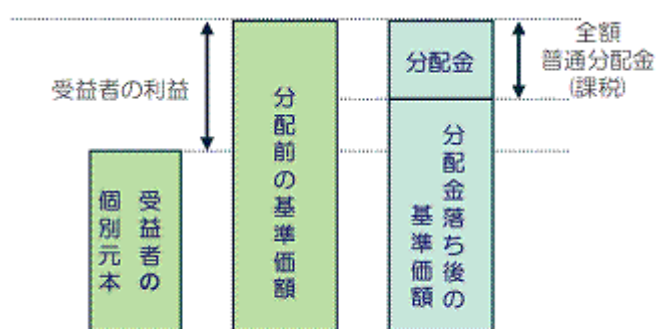
- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

普通分配金



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成24年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成24年3月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	384,526,348	100.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,113,058	0.29
合 計(純資産総額)		383,413,290	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	オーストラリア	361,498,889	94.00
投資証券	オーストラリア	5,726,104	1.48
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		17,312,631	4.50
合 計(純資産総額)		384,537,624	100.00

(2)【投資資産】(平成24年3月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド	499,579,510	0.7422 370,789,003	0.7697 384,526,348	100.29

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.29
合 計	100.29

(参考)インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	BHP BILLITON	素材	14,595	3,007.83	43,899,424	2,926.66	42,714,639	11.10
2	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	13,167	1,941.42	25,562,729	2,135.39	28,116,752	7.31
3	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	6,347	4,217.91	26,771,125	4,310.95	27,361,615	7.11
4	オーストラリア	株式	TELSTRA	電気通信サービス	78,309	288.15	22,565,386	281.98	22,081,963	5.74
5	オーストラリア	株式	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP	銀行	10,972	1,841.44	20,204,361	2,004.65	21,995,096	5.71
6	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING	銀行	10,937	1,721.81	18,831,517	1,869.64	20,448,318	5.31
7	オーストラリア	株式	RIO TINTO	素材	2,603	5,611.17	14,605,884	5,499.56	14,315,359	3.72
8	オーストラリア	株式	SANTOS	エネルギー	10,574	1,158.70	12,252,114	1,231.33	13,020,131	3.38
9	オーストラリア	株式	ILUKA RESOURCES	素材	7,174	1,418.46	10,176,103	1,506.48	10,807,512	2.81
10	オーストラリア	株式	ORICA	素材	4,007	2,171.28	8,700,336	2,343.03	9,388,557	2.44
11	オーストラリア	株式	CROWN	消費者サービス	12,264	703.25	8,624,700	734.01	9,001,966	2.34
12	オーストラリア	株式	GRAINCORP	食品・飲料・タバコ	11,324	694.70	7,866,879	769.04	8,708,722	2.26
13	オーストラリア	株式	MONADELPHOUS GROUP	資本財	4,231	1,934.01	8,182,818	2,008.07	8,496,165	2.20
14	オーストラリア	株式	CALTEX AUSTRALIA	エネルギー	6,797	1,097.17	7,457,518	1,184.33	8,049,938	2.09
15	オーストラリア	株式	SUNCORP GROUP	保険	10,602	707.52	7,501,190	723.76	7,673,319	1.99
16	オーストラリア	株式	RAMSAY HEALTH CARE	ヘルスケア機器・サービス	4,454	1,595.35	7,105,695	1,652.60	7,360,693	1.91
17	オーストラリア	株式	BEACH ENERGY	エネルギー	54,832	140.13	7,684,046	127.74	7,004,664	1.82
18	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS	食品・生活必需品 小売り	3,043	2,124.28	6,464,205	2,190.93	6,667,024	1.73
19	オーストラリア	株式	CHALLENGER	各種金融	20,351	366.58	7,460,279	325.56	6,625,563	1.72
20	オーストラリア	株式	WORLEYPARSONS	エネルギー	2,494	2,406.27	6,001,242	2,464.37	6,146,158	1.59
21	オーストラリア	株式	ANSELL	ヘルスケア機器・サービス	4,786	1,209.97	5,790,925	1,251.84	5,991,318	1.55
22	オーストラリア	投資証券	LEND LEASE GROUP	-	9,019	622.93	5,618,210	634.89	5,726,104	1.48
23	オーストラリア	株式	CSL	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,795	2,595.11	4,658,234	3,101.83	5,567,793	1.44
24	オーストラリア	株式	WESFARMERS	食品・生活必需品 小売り	2,021	2,515.64	5,084,124	2,540.42	5,134,205	1.33
25	オーストラリア	株式	CARSALES.COM	ソフトウェア・サービス	10,788	436.58	4,709,863	474.24	5,116,182	1.33
26	オーストラリア	株式	TABCORP HOLDINGS	消費者サービス	20,736	235.77	4,889,091	231.56	4,801,825	1.24
27	オーストラリア	株式	ST BARBARA	素材	24,727	197.55	4,884,925	176.88	4,373,748	1.13
28	オーストラリア	株式	IMDEX	素材	14,742	199.35	2,938,944	256.34	3,779,111	0.98
29	オーストラリア	株式	RESOLUTE MINING	素材	23,942	170.89	4,091,687	153.80	3,682,519	0.95

30	オーストラリア	株式	FLIGHT CENTRE	消費者サービス	1,735	1,714.98	2,975,492	1,867.08	3,239,388	0.84
----	---------	----	---------------	---------	-------	----------	-----------	----------	-----------	------

種類別および業種別投資比率

種 類	業 種	投資比率(%)
株式	銀行	25.92
	素材	25.02
	エネルギー	9.51
	電気通信サービス	5.74
	消費者サービス	4.61
	資本財	3.98
	ヘルスケア機器・サービス	3.77
	食品・生活必需品小売り	3.06
	食品・飲料・タバコ	2.98
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.01
	保険	1.99
	各種金融	1.91
	ソフトウェア・サービス	1.67
	商業・専門サービス	1.23
	運輸	0.54
	小 計	94.00
投資証券	-	1.48
合 計		95.49

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

		純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定 期間	第1期(平成20年8月20日現在)	585	585	0.8514	0.8514
第2特定 期間	第2期(平成20年11月20日現在)	246	248	0.3836	0.3876
	第3期(平成21年2月20日現在)	218	220	0.3693	0.3733
第3特定 期間	第4期(平成21年5月20日現在)	303	305	0.4944	0.4984
	第5期(平成21年8月20日現在)	395	398	0.5864	0.5904
第4特定 期間	第6期(平成21年11月20日現在)	496	499	0.6681	0.6720
	第7期(平成22年2月22日現在)	460	463	0.6424	0.6464
第5特定 期間	第8期(平成22年5月20日現在)	428	431	0.5659	0.5699
	第9期(平成22年8月20日現在)	430	434	0.5670	0.5710

第 6 特定 期間	第10期(平成22年11月22日現在)	441	443	0.6479	0.6519
	第11期(平成23年 2 月21日現在)	445	448	0.6930	0.6970
第 7 特定 期間	第12期(平成23年 5 月20日現在)	416	419	0.6975	0.7015
	第13期(平成23年 8 月22日現在)	339	342	0.5611	0.5651
第 8 特定 期間	第14期(平成23年11月21日現在)	334	336	0.5525	0.5565
	第15期(平成24年 2 月20日現在)	369	371	0.6245	0.6285
平成23年 3 月末日		429	-	0.7032	-
平成23年 4 月末日		443	-	0.7345	-
平成23年 5 月末日		409	-	0.6833	-
平成23年 6 月末日		396	-	0.6628	-
平成23年 7 月末日		393	-	0.6540	-
平成23年 8 月末日		364	-	0.5995	-
平成23年 9 月末日		312	-	0.5173	-
平成23年10月末日		377	-	0.6244	-
平成23年11月末日		337	-	0.5572	-
平成23年12月末日		330	-	0.5585	-
平成24年 1 月末日		357	-	0.6043	-
平成24年 2 月末日		383	-	0.6460	-
平成24年 3 月末日		383	-	0.6464	-

【分配の推移】

		1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	第1期	0.0040
第2特定期間	第2期	0.0040
	第3期	0.0040
第3特定期間	第4期	0.0040
	第5期	0.0040
第4特定期間	第6期	0.0040
	第7期	0.0040
第5特定期間	第8期	0.0040
	第9期	0.0040
第6特定期間	第10期	0.0040
	第11期	0.0040
第7特定期間	第12期	0.0040
	第13期	0.0040
第8特定期間	第14期	0.0040
	第15期	0.0040

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1特定期間	第1期	14.86
第2特定期間	第2期	54.47
	第3期	2.69
第3特定期間	第4期	34.96
	第5期	19.42
第4特定期間	第6期	14.60
	第7期	3.25
第5特定期間	第8期	11.29
	第9期	0.90
第6特定期間	第10期	14.97
	第11期	7.58
第7特定期間	第12期	1.23
	第13期	18.98
第8特定期間	第14期	0.82
	第15期	13.76

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

(4)【設定及び解約の実績】

		設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 特定期間	第 1 期	715,679,567	28,345,116
第 2 特定期間	第 2 期	60,506,880	106,362,697
	第 3 期	67,376,489	118,460,814
第 3 特定期間	第 4 期	68,653,452	45,875,956
	第 5 期	174,761,215	112,838,650
第 4 特定期間	第 6 期	150,799,080	82,888,986
	第 7 期	73,565,055	99,662,362
第 5 特定期間	第 8 期	120,146,003	79,650,618
	第 9 期	67,730,414	65,025,757
第 6 特定期間	第10期	31,313,245	110,368,567
	第11期	36,775,380	74,511,436
第 7 特定期間	第12期	45,971,682	91,526,420
	第13期	34,176,576	26,645,285
第 8 特定期間	第14期	18,938,071	19,511,193
	第15期	18,674,656	31,580,996

(注 1) 設定数量には当初設定数量を含みます。

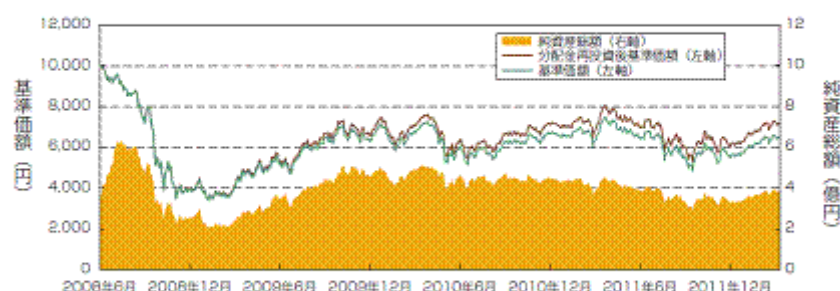
(注 2) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

(2012年3月30日現在)

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（設定来）



* 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	6,464 円
純資産総額	383 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	0.1%
3カ月	16.5%
6カ月	26.7%
1年	-5.6%
3年	61.9%
5年	-
設定来	-28.5%

* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前/1万口当たり)

決算期	2011年2月	2011年5月	2011年8月	2011年11月	2012年2月	設定来累計
分配金	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円	560 円

主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

■資産配分

	純資産比
株式	95.5%
キャッシュ等	4.5%

* 株式には、外国投資信託証券などが含まれています。

銘柄数 57

■組入国

	国名	純資産比
1	オーストラリア	95.5%
2	-	-
3	-	-

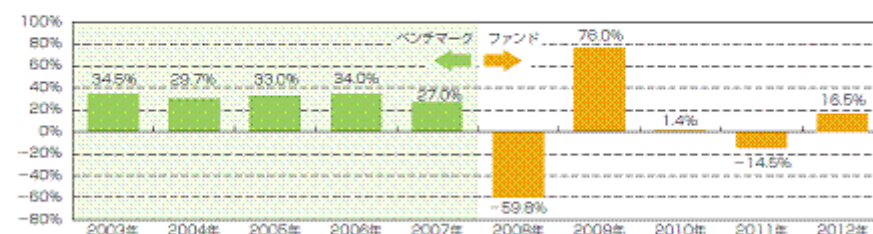
■組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	国名	純資産比
1	BHP BILLITON	素材	オーストラリア	11.1%
2	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	オーストラリア	7.3%
3	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	オーストラリア	7.1%
4	TELSTRA	電気通信サービス	オーストラリア	5.7%
5	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP	銀行	オーストラリア	5.7%
6	WESTPAC BANKING	銀行	オーストラリア	5.3%
7	RIO TINTO	素材	オーストラリア	3.7%
8	SANTOS	エネルギー	オーストラリア	3.4%
9	ILUKA RESOURCES	素材	オーストラリア	2.8%
10	ORICA	素材	オーストラリア	2.4%

* 国名は、発行体の国籍(所在国)などで区分しています。

* 業種は、MSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。ただし業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

年間収益率の推移



* ファンドのベンチマークは、S&P/ASX300(除く上場不動産投資信託)指数(円換算ベース)です。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

* 2007年以前はベンチマークの騰落率を表示しています。

* 2008年はファンドの設定日(2008年6月20日)から年末まで、2012年は3月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	オーストラリア証券取引所の休業日またはメルボルンの銀行休業日のいずれかに該当する日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 * 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	オーストラリア証券取引所の休業日またはメルボルンの銀行休業日のいずれかに該当する日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.20%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 基準価額の計算方法 $\text{ファンドの純資産総額} = \text{ファンドの資産総額} - \text{ファンドの負債総額}$ $\text{ファンドの基準価額} = \text{ファンドの純資産総額} \div \text{ファンドの受益権口数}$						
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「豪州株式」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。 基準価額の照会先 インベスコ投信投資顧問株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">投資資産</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託受益証券</td><td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td></tr> <tr> <td>株式</td><td>原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。</td></tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。						

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	--

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	平成20年6月20日から平成30年2月20日までとします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
-----------	--

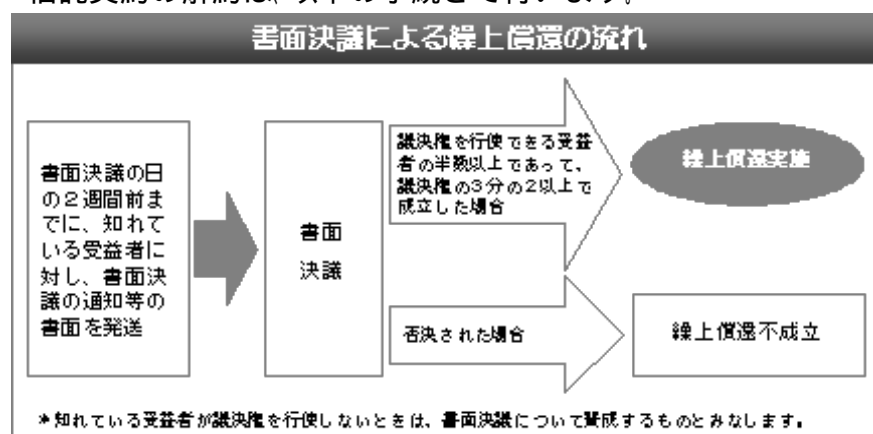
(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年2月21日から5月20日、5月21日から8月20日、8月21日から11月20日および11月21日から翌年2月20日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5)【その他】

繰上償還

- ・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



- * 上記の手続きは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- * 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- * 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更等	・ 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合を行うことができます。 投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。 ・ 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。 ・ その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。 重大な信託約款の変更等の流れ <pre> graph LR A[書面決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面決議の通知等の書面を送送] --> B[書面決議] B -- "議決権を行使できる受益者の半数以上であって、議決権の3分の2以上で成立した場合" --> C([約款変更実施]) B -- "否決された場合" --> D[約款変更不成立] </pre> ※知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。 ※書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 * 上記の手続きは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。 * ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。 買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、受益者に対し送付する書面決議の通知書面に付記します。

関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・ 委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・ 委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	委託会社は、年2回（2月と8月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
反対者の買取請求権	委託会社が、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成23年8月23日から平成24年2月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

インベスコ オーストラリア株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年 8 月22日現在)	当期 (平成24年 2 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	343,787,545	373,543,591
未収入金	44,999	-
流動資産合計	343,832,544	373,543,591
資産合計	343,832,544	373,543,591
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,421,169	2,367,251
未払解約金	44,999	66,512
未払受託者報酬	83,972	72,253
未払委託者報酬	1,574,427	1,354,764
その他未払費用	104,932	90,292
流動負債合計	4,229,499	3,951,072
負債合計	4,229,499	3,951,072
純資産の部		
元本等		
元本	605,292,374	591,812,912
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	265,689,329	222,220,393
（分配準備積立金）	2,350,012	2,707,020
元本等合計	339,603,045	369,592,519
純資産合計	339,603,045	369,592,519
負債純資産合計	343,832,544	373,543,591

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成23年 2 月22日 至 平成23年 8 月22日	当期 自 平成23年 8 月23日 至 平成24年 2 月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	72,633,758	45,296,176
営業収益合計	72,633,758	45,296,176
営業費用		
受託者報酬	169,437	144,149
委託者報酬	3,176,844	2,702,816
その他費用	211,733	180,134
営業費用合計	3,558,014	3,027,099
営業利益又は営業損失（ ）	76,191,772	42,269,077
経常利益又は経常損失（ ）	76,191,772	42,269,077
当期純利益又は当期純損失（ ）	76,191,772	42,269,077
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,782,009	752,204
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	197,494,179	265,689,329
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,289,812	22,718,215
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,289,812	22,718,215
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,262,986	15,980,024
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,262,986	15,980,024
分配金	4,812,213	4,786,128
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	265,689,329	222,220,393

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成23年8月20日及び21日が休日のため、信託約款第38条第2項により、当特定期間開始日を平成23年8月23日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成23年8月22日現在)		当期 (平成24年2月20日現在)	
1. 期首元本額	643,315,821円	1. 期首元本額	605,292,374円
期中追加設定元本額	80,148,258円	期中追加設定元本額	37,612,727円
期中解約元本額	118,171,705円	期中解約元本額	51,092,189円
2. 特定期間末日における受益権の総数	605,292,374口	2. 特定期間末日における受益権の総数	591,812,912口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は265,689,329円であります。		3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は222,220,393円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年 2 月22日 至 平成23年 8 月22日	当期 自 平成23年 8 月23日 至 平成24年 2 月20日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 605,102円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 514,806円
2. 分配金の計算過程 (平成23年 2 月22日から平成23年 5 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,298,887円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,578,502円)及び分配準備積立金(2,476,779円)より分配対象収益は11,354,168円(1万口当たり189.93円)であり、うち2,391,044円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成23年 5 月21日から平成23年 8 月22日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(547,936円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,924,334円)及び分配準備積立金(4,223,245円)より分配対象収益は9,695,515円(1万口当たり160.17円)であり、うち2,421,169円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	2. 分配金の計算過程 (平成23年 8 月23日から平成23年11月21日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,776,506円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,039,038円)及び分配準備積立金(2,285,545円)より分配対象収益は12,101,089円(1万口当たり200.09円)であり、うち2,418,877円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成23年11月22日から平成24年 2 月20日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(652,716円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,076,295円)及び分配準備積立金(4,421,555円)より分配対象収益は10,150,566円(1万口当たり171.51円)であり、うち2,367,251円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ オーストラリア株式 マザーファンドです。 親投資信託受益証券は、株価の変動リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 (平成23年 8 月22日現在)	当期 (平成24年 2 月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 (平成23年 8 月22日現在)	当期 (平成24年 2 月20日現在)
	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	74,811,650	46,378,983
合 計	74,811,650	46,378,983

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成23年 8 月22日現在)	当期 (平成24年 2 月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成23年 2 月22日 至 平成23年 8 月22日	当期 自 平成23年 8 月23日 至 平成24年 2 月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成23年 8 月22日現在)	当期 (平成24年 2 月20日現在)
1口当たり純資産額 0.5611円 (1万口当たり純資産額 5,611円)	1口当たり純資産額 0.6245円 (1万口当たり純資産額 6,245円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成24年 2 月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ オーストラリア株 式 マザーファンド	503,292,363	373,543,591	
	合計	503,292,363	373,543,591	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成23年 8 月22日現在)	(平成24年 2 月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		6,930,973	8,758,296
コール・ローン		5,034,715	1,786,396
株式		322,352,653	356,146,218
投資証券		8,268,048	5,649,111
派生商品評価勘定		1,117	-
未収入金		-	27,167,361
未収配当金		1,245,273	84,728
未収利息		6	2
流動資産合計		343,832,785	399,592,112
資産合計		343,832,785	399,592,112
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		58	83,712
未払金		-	25,957,234
未払解約金		44,999	-
流動負債合計		45,057	26,040,946
負債合計		45,057	26,040,946
純資産の部			
元本等			
元本		527,039,009	503,292,363
剰余金			
剰余金又は欠損金()		183,251,281	129,741,197
元本等合計		343,787,728	373,551,166
純資産合計		343,787,728	373,551,166
負債純資産合計		343,832,785	399,592,112

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価格)、又は第一種金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(追加情報)

本書における開示対象ファンドの当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成23年 8 月22日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	571,697,673円
同期中における追加設定元本額	70,087,861円
同期中における解約元本額	114,746,525円
同特定期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ オーストラリア株式ファンド	527,039,009円
合計	527,039,009円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	527,039,009口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は183,251,281円でありま す。	

(平成24年 2 月20日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	527,039,009円
同期中における追加設定元本額	32,024,400円
同期中における解約元本額	55,771,046円
同特定期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ オーストラリア株式ファンド	503,292,363円
合計	503,292,363円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	503,292,363口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は129,741,197円でありま す。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主として外国の株式であります。 外国の株式は、株価の変動リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することによって限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成23年 8 月22日現在)	(平成24年 2 月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	(平成23年 8 月22日現在)	(平成24年 2 月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	44,135,788	15,466,223
投資証券	769,773	472,697

合 計	44,905,561	14,993,526
-----	------------	------------

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成23年 8 月22日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	73,271	-	73,329	58
オーストラリアドル	155,046	-	153,929	1,117
合 計	228,317	-	227,258	1,059

(平成24年 2 月20日現在)

種 類	契約額等(円)	うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカドル	18,889	-	19,170	281
オーストラリアドル	3,281,606	-	3,365,037	83,431
合 計	3,300,495	-	3,384,207	83,712

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成23年 2 月22日 至 平成23年 8 月22日	自 平成23年 8 月23日 至 平成24年 2 月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(平成23年 8 月22日現在)	(平成24年 2 月20日現在)
1口当たり純資産額 0.6523円 (1万口当たり純資産額 6,523円)	1口当たり純資産額 0.7422円 (1万口当たり純資産額 7,422円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

(平成24年2月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリアドル	BEACH ENERGY	59,928	1.65	98,881.20	
	CALTEX AUSTRALIA	6,797	12.84	87,273.48	
	ORIGIN ENERGY	1,154	13.23	15,267.42	
	ROC OIL COMPANY	19,157	0.37	7,088.09	
	SANTOS	10,574	13.56	143,383.44	
	WOODSIDE PETROLEUM	128	34.93	4,471.04	
	WORLEYPARSONS	2,494	28.16	70,231.04	
	AMCOR	8,241	6.88	56,698.08	
	BHP BILLITON	14,787	35.20	520,502.40	
	BLUESCOPE STEEL	109,973	0.37	41,239.87	
	CAPE LAMBERT RESOURCES	15,393	0.51	7,850.43	
	ILUKA RESOURCES	7,174	16.60	119,088.40	
	IMDEX	10,663	2.27	24,205.01	
	MINERAL DEPOSITS	1,662	5.61	9,323.82	
	NEWCREST MINING	705	33.77	23,807.85	
	ORICA	4,007	25.41	101,817.87	
	RAMELIUS RESOURCES	18,382	1.07	19,668.74	
	RESOLUTE MINING	26,357	2.00	52,714.00	
	RIO TINTO	1,947	66.57	129,611.79	
	SARACEN MINERAL HOLDINGS	36,930	0.71	26,220.30	
	ST BARBARA	20,065	2.35	47,152.75	
	TROY RESOURCES	1,089	4.54	4,944.06	
	EMECO HOLDINGS	9,062	1.06	9,651.03	
	MACMAHON HLDGS	20,359	0.73	14,963.86	
	MONADELPHOUS GROUP	4,092	22.65	92,683.80	
	NRW HOLDINGS	7,503	3.21	24,084.63	
	CAMPBELL BROTHERS	1,901	54.70	103,984.70	
	TRANSPACIFIC INDUSTRIES GROUP	31,228	0.84	26,231.52	
	VIRGIN AUSTRALIA HOLDINGS	38,773	0.35	13,764.41	
	CROWN	12,264	8.23	100,932.72	
	FLIGHT CENTRE	1,735	20.07	34,821.45	
	INVOCARE	1,027	7.63	7,836.01	
	TABCORP HLDGS	16,961	2.77	46,981.97	
	ARB	1,022	8.30	8,482.60	
	WESFARMERS	2,021	29.44	59,498.24	
	WOOLWORTHS	3,043	24.86	75,648.98	
	COCA-COLA AMATIL	1,418	11.81	16,746.58	
	GRAINCORP	11,742	8.13	95,462.46	
	TREASURY WINE ESTATES-NEW	3,729	3.70	13,797.30	
	ANSELL	5,321	14.16	75,345.36	

	RAMSAY HEALTH CARE	4,454	18.67	83,156.18	
	SIGMA PHARMACEUTICALS	21,125	0.62	13,097.50	
	CSL	1,795	30.37	54,514.15	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	10,972	21.55	236,446.60	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	2,729	8.02	21,886.58	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	5,222	49.68	259,428.96	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	13,167	22.72	299,154.24	
	WESTPAC BANKING	14,032	20.15	282,744.80	
	CHALLENGER	20,351	4.29	87,305.79	
	FLEXIGROUP	3,725	2.23	8,306.75	
	SUNCORP GROUP	10,602	8.28	87,784.56	
	CARSALES.COM	7,339	5.10	37,428.90	
	COMPUTERSHARE	1,709	7.92	13,535.28	
	IRESS MARKET TECHNOLOGY	3,640	7.03	25,589.20	
	TELSTRA	59,341	3.41	202,352.81	
	オーストラリアドル小計	731,011		4,145,091.00	
				(356,146,218)	
	合計	731,011		356,146,218	
				(356,146,218)	

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3. 通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	株式 55銘柄	100.00%	100.00%

株式以外の有価証券(投資証券)

(平成24年 2 月20日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額		備考
				単価	金額	
投資証券	オーストラリアドル	LEND LEASE GROUP	9,019	7.29	65,748.51	
		オーストラリアドル小計	9,019		65,748.51 (5,649,111)	
	合計		9,019		5,649,111 (5,649,111)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成24年 3 月30日現在)

資産総額	384,526,348 円
負債総額	1,113,058 円
純資産総額(-)	383,413,290 円
発行済数量	593,192,625 口
1 単位当たり純資産額(/)	0.6464 円

(参考)インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド

資産総額	384,537,624 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	384,537,624 円
発行済数量	499,579,510 口
1 単位当たり純資産額(/)	0.7697 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者名簿の閉鎖の時期	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 * 委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

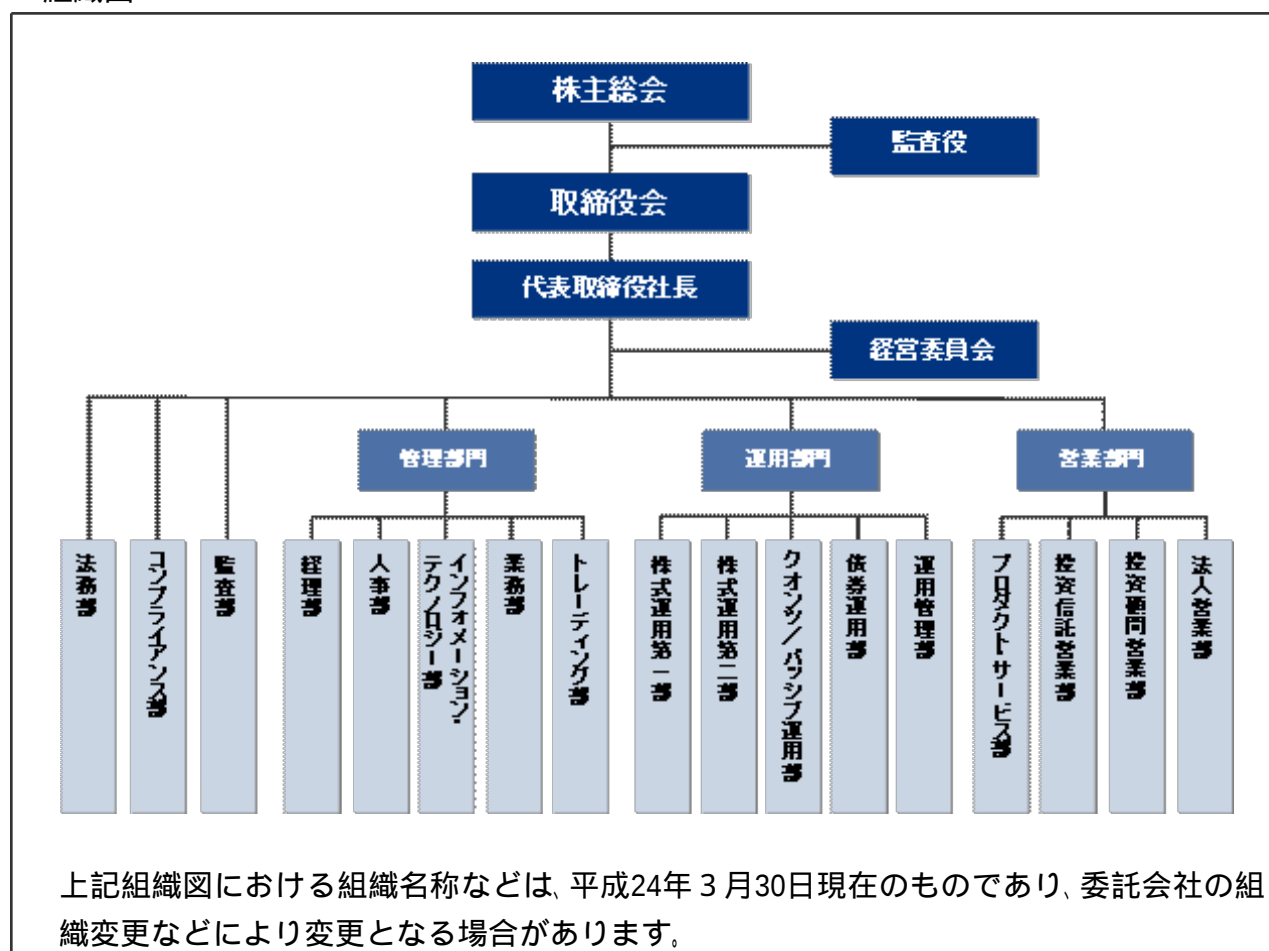
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成24年3月30日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における 主な資本金の額の増減	・平成22年6月15日付で、親会社であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの出資を受け、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。 ・平成23年7月6日付で、親会社であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの出資を受け、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。

(2)委託会社等の機構

組織図



会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長を議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長	代表取締役社長は、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長を議長とし、原則として毎月1回開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。		
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成24年3月30日現在)		
	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
	株式投資信託	64	361,683
	公社債投資信託	1	4,150
	合 計	65	365,833
* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。			

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるインベスコ投信投資顧問株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表、及び第22期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。

１．財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第20期 (平成22年3月31日現在)			第21期 (平成23年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
預金			1,572,268			1,586,424	
前払費用			44,353			40,268	
未収入金			70,384			258,861	
未収委託者報酬			487,983			678,810	
未収投資顧問料			65,118			362,062	
仮払消費税 1			-			131,387	
その他の流動資産			48,998			9,872	
流動資産計			2,289,107	85.8		3,067,687	46.6
固定資産							
有形固定資産 2							
建物	93,769				148,302		
器具備品	12,882				23,139		
建設仮勘定	1,000	107,651	4.0	-	171,442	2.6	
無形固定資産							
ソフトウェア	7,055				13,742		
電話加入権	3,972				3,972		
のれん	-				480,837		
顧客関連資産	-	11,027	0.4	2,577,509	3,076,061	46.7	
投資その他の資産							
投資有価証券	317				657		
差入保証金	248,097				257,680		
その他の投資	13,179	261,594	9.8	13,405	271,742	4.1	
固定資産計		380,274	14.2		3,519,247	53.4	
資産合計		2,669,381	100.0		6,586,935	100.0	

（単位：千円）

科目	期別	第20期 （平成22年3月31日現在）			第21期 （平成23年3月31日現在）		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
（負債の部）			%			%	
流動負債							
預り金		120,961			357,451		
未払金							
未払収益分配金	1,890			890			
未払償還金	62,060			55,764			
未払手数料	233,727			314,201			
その他の未払金	93,807	391,486		117,714	488,572		
未払費用		189,485			147,616		
短期借入金		-			1,500,000		
未払法人税等		4,882			20,339		
未払消費税等		12,492			-		
賞与引当金		69,629			113,565		
その他の流動負債		1,511			14,523		
流動負債計		790,448	29.6		2,642,070	40.1	
固定負債							
退職給付引当金		390,639			453,403		
役員退職慰労引当金		41,076			33,574		
資産除去債務		-			50,754		
固定負債計		431,715	16.2		537,733	8.2	
負債合計		1,222,164	45.8		3,179,803	48.3	
（純資産の部）							
株主資本							
資本金		480,000	18.0		3,000,000	45.5	
資本剰余金							
資本準備金	114,578			980,511			
その他資本剰余金							
資本金減少差益	117,810			117,810			
資本剰余金合計		232,389	8.7		1,098,322	16.7	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金	734,670			691,369			
利益剰余金合計		734,670	27.5		691,369	10.5	
株主資本合計		1,447,060	54.2		3,406,953	51.7	
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		156			178		
評価・換算差額等合計		156	0.0		178	0.0	
純資産合計		1,447,216	54.2		3,407,131	51.7	
負債・純資産合計		2,669,381	100.0		6,586,935	100.0	

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

期別 科目	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)			第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益			%			%
委託者報酬		2,085,061			2,697,221	
投資顧問料		934,141			1,513,166	
付随業務収入		495,013			647,126	
営業収益計		3,514,216	100.0		4,857,514	100.0
営業費用						
支払手数料		893,469			1,163,202	
広告宣伝費		10,064			46,915	
公告費		775			1,710	
調査費						
調査費	163,802			242,140		
委託調査費	535,497			596,793		
図書費	3,320	702,620		3,405	842,339	
委託計算費		145,582			180,895	
営業雑経費						
通信費	22,872			25,893		
印刷費	40,654			49,667		
協会費	5,450			7,295		
その他営業雑経費	90	69,067		-	82,856	
営業費用計		1,821,579	51.8		2,317,919	47.7
一般管理費						
給料						
役員報酬	219,094			312,178		
給料・手当	997,723			1,385,219		
賞与	296,890	1,513,708		447,390	2,144,788	
退職金		29,933			84,620	
交際費		6,384			9,641	
寄付金		4,700			11,100	
旅費交通費		30,991			67,886	
租税公課		6,355			43,699	
不動産賃借料		265,079			248,090	
退職給付費用		86,749			110,375	
役員退職慰労引当金繰入		8,305			9,831	
賞与引当金繰入		69,629			113,565	
減価償却費		22,193			148,121	
福利厚生費		117,508			195,130	
諸経費		478,178			616,113	
一般管理費計		2,639,717	75.1		3,802,967	78.3
営業損失（ ）		947,080	26.9		1,263,372	26.0

（単位：千円）

科目	期別	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)			第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益				%			%
受取利息			1,318			370	
還付加算金			7,670			-	
雑益			9,410			8,730	
営業外収益計			18,399	0.5		9,100	0.2
営業外費用							
支払利息			-			10,904	
為替換算差損			4,426			6,559	
雑損			1,606			760	
営業外費用計			6,032	0.2		18,224	0.4
経常損失（ ）			934,713	26.6		1,272,495	26.2
特別損失							
組織再編関連費用 1			-			139,846	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			-			9,820	
固定資産除却損 2			-			78	
特別損失計			-	0.0		149,744	3.1
税引前当期純損失（ ）			934,713	26.6		1,422,240	29.3
法人税、住民税及び事業税			2,290			3,800	
法人税等計			2,290	0.1		3,800	0.1
当期純損失（ ）			937,003	26.7		1,426,040	29.4

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
		金額	金額
株 主 資 本			
資本金			
前期末残高		480,000	480,000
当期変動額			
新株の発行		-	2,520,000
当期変動額合計		-	2,520,000
当期末残高		480,000	3,000,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		114,578	114,578
当期変動額			
新株の発行		-	865,933
当期変動額合計		-	865,933
当期末残高		114,578	980,511
その他資本剰余金			
前期末残高		117,810	117,810
当期変動額			
当期変動額合計		-	-
当期末残高		117,810	117,810
資本剰余金合計			
前期末残高		232,389	232,389
当期変動額			
新株の発行		-	865,933
当期変動額合計		-	865,933
当期末残高		232,389	1,098,322
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		1,671,674	734,670
当期変動額			
当期純損失()		937,003	1,426,040
当期変動額合計			
当期末残高		734,670	691,369
利益剰余金合計			
前期末残高		1,671,674	734,670
当期変動額			
当期純損失()		937,003	1,426,040
当期変動額合計			
当期末残高		734,670	691,369
株主資本合計			
前期末残高		2,384,063	1,447,060
当期変動額			
新株の発行			3,385,933
当期純損失()		937,003	1,426,040
当期変動額合計		937,003	1,959,893
当期末残高		1,447,060	3,406,953

（単位：千円）

科目	期別	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
		金額	金額
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		-	156
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		156	22
当期変動額合計			
当期末残高		156	178
評価・換算差額等合計			
前期末残高		-	156
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		156	22
当期変動額合計			
当期末残高		156	178
純資産合計			
前期末残高		2,384,063	1,447,216
当期変動額			
新株の発行			3,385,933
当期純損失()		937,003	1,426,040
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		156	22
当期変動額合計		936,847	1,959,915
当期末残高		1,447,216	3,407,131

重要な会計方針

	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
1. 有価証券の 評価基準及び評 価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部資本 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を 採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産の 減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除 く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除 く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法を 採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・ リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存 価格をゼロとして算定する方法 によっております。 平成19年3月31日以前に契約をし た、リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっ ております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除 く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除 く） 定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は20年であり ます。 ただし、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間（5年）に基づく定額法 を採用しております。 (3) リース資産 同左

	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
3 . 引当金の計 上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額を計上して おります。ただし、当期の繰入はあ りません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充て るため、支給見込額に基づき当期 に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡 便法により自己都合退職による期 末要支給額の 1 0 0 % を計上して おります。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備える ため、内規に基づく期末要支給額 を基準として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4 . リース取引 の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるものの以外のファ イナンス・リース取引については、 通常の賃貸借取引に係る方法に準 じた会計処理によっております。	同左
5 . その他財務 諸表作成のため の基本となる重 要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

会計方針の変更

第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当会計期間の営業損失、及び経常損失はそれぞれ2,969千円、税引前純損失は12,789千円増加しております。

追加情報

第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
当社は平成22年4月1日、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社(代表取締役社長:ジョン R. アルカイヤ、所在地:東京都渋谷区)から日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等に係る事業を譲り受け、その譲受目標日を受益者の同意等を条件として平成22年7月5日とすることについて、両社間で合意した旨を公表しました。 当社は、補完的な運用戦略を新たに取り入れ運用力の強化・多様化を図ることにより、国内外のリテールおよび機関投資家に提供する資産運用サービスを一層強化し、日本における資産運用事業の基盤を拡充します。 このたびの合意は、平成21年10月19日付けのインベスコ・グループの持ち株会社インベスコ・リミテッドとモルガン・スタンレーとの間の合意に基づくものです。日本においては、それぞれの日本法人であるインベスコ投信投資顧問とモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信との間で、事業譲受の対象となっている以下の運用戦略について、個別運用口座や投資信託の譲受について協議を行ってまいりました。 ・ 日本株式運用戦略全般 ・ 外国株式パッシブ運用戦略全般 ・ グローバル・バリュー・エクイティ運用戦略 ・ ハイ・イールド債運用戦略 当社は、我が国法令に準拠し、法定手続きやデータ移管等を実施し、円滑な事業譲受に万全を期す所存です。 原則として、移管される運用戦略を担当する運用関係者やその他関係者も同時にインベスコ・グループ傘下企業に移籍する予定です。また、運用の目的および基本方針に変更はなく、運用も継続されます。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第20期 （平成22年3月31日現在）	第21期 （平成23年3月31日現在）												
_____	1 仮払消費税 仮払消費税等及び未払消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「仮払消費税等」に含めて表示しております。												
2 有形固定資産から控除されている減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>56,710 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td><u>64,800</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>121,510</td></tr> </table>	建物	56,710 千円	器具備品	<u>64,800</u>	計	121,510	2 有形固定資産から控除されている減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>71,754 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td><u>72,352</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>144,107</td></tr> </table>	建物	71,754 千円	器具備品	<u>72,352</u>	計	144,107
建物	56,710 千円												
器具備品	<u>64,800</u>												
計	121,510												
建物	71,754 千円												
器具備品	<u>72,352</u>												
計	144,107												

（損益計算書関係）

第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
_____	1 組織再編関連費用 事業譲渡に伴い追加的に支払った額は 139,846千円であります。
_____	2 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品78千円でありま す。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

当事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	10,400	-	20,000

（変動事由の概要）

平成22年6月7日の取締役会決議による新株の発行 10,400株

（リース取引関係）

第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 器具備品 取得価額相当額 54,590 千円 減価償却累計額相当額 <u>43,672</u> 期末残高相当額 10,918	有形固定資産 器具備品 取得価額相当額 54,202 千円 減価償却累計額相当額 <u>54,202</u> 期末残高相当額 0
無形固定資産 ソフトウェア 取得価額相当額 18,145 千円 減価償却累計額相当額 <u>18,145</u> 期末残高相当額 0	無形固定資産 ソフトウェア 取得価額相当額 18,145 千円 減価償却累計額相当額 <u>18,145</u> 期末残高相当額 0
合計 取得価額相当額 72,735 減価償却累計額相当額 <u>61,817</u> 期末残高相当額 10,918	合計 取得価額相当額 72,347 減価償却累計額相当額 <u>72,347</u> 期末残高相当額 0
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1 年内 11,665 千円 1 年超 <u>0</u> 合計 11,665	1 年内 0 千円 1 年超 <u>0</u> 合計 0
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 13,920千円 減価償却費相当額 12,732千円 支払利息相当額 628千円	支払リース料 11,810千円 減価償却費相当額 10,853千円 支払利息相当額 213千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,572,268	1,572,268	-
(2)未収入金	70,384	70,384	-
(3)未収委託者報酬	487,983	487,983	-
(4)未収投資顧問料	65,118	65,118	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	317	317	-
(6)未払金	(391,486)	(391,486)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

(6)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内
(1)現金及び預金	1,572,268	-
(2)未収入金	70,384	-
(3)未収委託者報酬	487,983	-
(4)未収投資顧問料	65,118	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	-	317
合計	2,195,755	317

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第２種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,586,424	1,586,424	-
(2)未収入金	258,861	258,861	-
(3)未収委託者報酬	678,810	678,810	-
(4)未収投資顧問料	362,062	362,062	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	657	657	-
資産計	2,886,816	2,886,816	
(1)未払金	(488,572)	(488,572)	-
(2)短期借入金	(1,500,000)	(1,500,000)	-
(3)未払法人税等	(20,339)	(20,339)	-
負債計	(2,008,912)	(2,008,912)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債**(1)未払金 及び(2)短期借入金、(3)未払法人税等**

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)現金及び預金	1,586,424	-	-
(2)未収入金	258,861	-	-
(3)未収委託者報酬	678,810	-	-
(4)未収投資顧問料	362,062	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	-	345	311
合計	2,886,159	345	311

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内
短期借入金	1,500,000

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	161	317	156
小計	161	317	156
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	161	317	156

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。4. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当はありません。5. 時価評価されていない有価証券
該当はありません。6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額
該当はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	479	657	177
小計	479	657	177
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	479	657	177

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当はありません。4. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当はありません。5. 時価評価されていない有価証券
該当はありません。6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額
該当はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当はありません。当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当はありません。

（退職給付関係）

第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 390,639千円 退職給付引当金 390,639千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 86,749千円 退職給付費用 86,749千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 453,403千円 退職給付引当金 453,403千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 110,375千円 退職給付費用 110,375千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第20期 (平成 22年 3月 31日)	第21期 (平成 23年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 158,951	退職給付引当金超過額 184,490
役員退職給付引当金超過額 16,714	役員退職給付引当金超過額 13,662
未払賞与 28,332	未払賞与 46,210
未払費用 50,443	未払費用 42,603
株式報酬費用加算 96,950	株式報酬費用加算 47,277
繰越欠損金 499,997	資産除去債務 5,204
その他 19,259	繰越欠損金 1,046,191
繰延税金資産小計 870,648	その他 11,897
評価性引当金 870,648	繰延税金資産小計 1,397,534
繰延税金資産合計 -	評価性引当金 1,397,534
	繰延税金資産合計 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

（企業結合等関係）

第21期会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

事業譲受による企業結合

- （１） 相手先企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称

相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

事業の内容 日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等に係る事業

企業結合を行った主な理由

補完的な運用戦略を新たに取り入れ運用力の強化・多様化を図ることにより、国内外のリートおよび機関投資家に提供する資産運用サービスを一層強化し、日本における資産運用事業の基盤拡充のためであります。

企業結合日

平成22年 7月 5日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

インベスコ投信投資顧問株式会社

- （２） 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成22年 7月 5日から平成23年 3月31日まで

- （３） 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価	3,177百万円
------	----------

- （４） 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

499百万円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。

償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

- （５） 企業結合日に受け入れた資産の額並びにその主な内訳

固定資産	3,177百万円
------	----------

資産合計	3,177百万円
------	----------

- （６） のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別内訳並びに償却期間

金額

2,677百万円

種類別内訳

顧客関連資産 2,677百万円

償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

- （７） 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当会計期間の損益計算書に及ぼす影響の概算額

事業の部分的な譲渡のため、概算額の合理的な算定が困難であり、試算しておりません。

（資産除去債務関係）

当会計期間末（平成23年 3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う現状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から24年と見積り、割引率は1.64％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	42,199千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,518千円
時の経過による調整額	1,036千円
当会計期間期末残高	50,754千円

（注）「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、当会計期間より適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当会計期間の期首における残高を記載しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	中国	その他	合計
1,032,448	619,731	428,624	75,649	3,838	2,160,293

（注）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

す。

付随業務収入については、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当はありません。

（追加情報）

当会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資 顧問料	1,256	未収入金	14
							支払投資 顧問料	179,823	その他の 未払金	14,781

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取 付随業務収入	411,637	未収入金	32,655
							支払投資 顧問料	26,107	その他の 未払金	2,406
親会社の子会社	INVESCO Group Services, Inc.	1555 Peachtree Street, N.E., Suite 1800 Atlanta, Georgia 30309 U.S.A.	1,898,699千 米ドル	投資顧問 会社	なし	グループ会社管理	グループ会社管 理費用	51,895	未収入金	0
							人件費	124,628	その他の 未払金	17,940

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1)親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO UK Ltd	30 Finsbury Square, London, UK	172,231千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 間接 100.00	グループ会社管理	借入	1,000,000	短期借入金	1,000,000
							支払利息	10,520	その他の 未払金	10,520
							グループ会社管理費用	69,684	その他の 未払金	8,910
							立替経費	5,878	未収入金	4,047
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	30 Finsbury Square, London, UK	216,722千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資顧問料	123,608	未収入金	15,107
							支払投資顧問料	181,758	その他の 未払金	16,937
							増資	3,385,933	—	—

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	INVESCO Global Real Estate Asia Pacific Inc	599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA	15,788千 米ドル	不動産会社	なし	グループ会社	立替経費	18,726	未収入金	42,936
							付随業務収入	24,210		
							借入	500,000	短期借入金	500,000
							支払利息	383	その他の 未払金	383
親会社の子会社	INVESCO Advisers Inc	1209 Orange Street, Wilmington, Delaware, 19801, USA	751,434千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取投資顧問料/付随業務収入	602,051	未収入金	148,336
							支払投資顧問料	164,441	その他の 未払金	15,474
親会社の子会社	INVESCO Group Services, Inc.	1209 Orange Street, Wilmington, Delaware, 19801, USA	1,898,699千 米ドル	投資顧問 会社	なし	グループ会社管理	グループ会社管理費用	109,714	その他の 未払金	11,083
							人件費	123,217	その他の 未払金	3,926
							立替経費	4,743	未収入金	2,765

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1)親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd (非上場)

INVESCO UK Ltd (非上場、持株会社)

INVESCO Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

（1株当たり情報）

第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
1株当たり純資産額 150,751円76銭	1株当たり純資産額 170,356円58銭
1株当たり当期純損失金額 97,604円54銭	1株当たり当期純損失金額 79,832円06銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎

	第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
当期純損失（ ）（千円）	937,003	1,426,040
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	937,003	1,426,040
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	9,600	17,863

（重要な後発事象）

第20期 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日)	第21期 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)
当社は、平成22年6月7日開催の取締役会において、事業拡大に伴う資金調達のため、36,920千米ドルの増資を行う決議をしました。 ・募集の方法 株主割当 ・株式の種類及び数 普通株式 10,400株 ・発行価額 1株につき3,550米ドル ・発行価額のうち資本に組入れる額 25.2億円 ・募集株式と引換えにする金銭の払込の期間 平成22年6月7日から平成22年6月30日まで	

[次へ](#)

２．中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		内訳	金額
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			2,120,515
前払費用			66,370
未収入金			320,244
未収委託者報酬			509,429
未収投資顧問料			440,381
その他の流動資産			9,026
流動資産計			3,465,967
固定資産			
有形固定資産 2			
器具備品	11,391		
建設仮勘定	4,400		15,791
無形固定資産			
ソフトウェア	16,555		
電話加入権	3,972		
のれん	468,348		
顧客関連資産	2,510,561		2,999,437
投資その他の資産			
投資有価証券	693		
差入保証金	484,387		
その他の投資	12,927		498,007
固定資産計			3,513,236
資産合計			6,979,203

（単位：千円）

科目	期別	第22期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		内訳	金額
(負債の部)			
流動負債			
預り金			31,135
未払金			
未払収益分配金	479		
未払償還金	43,676		
未払手数料	218,760		
その他の未払金	166,325		429,242
未払費用			141,115
未払消費税等 1			42,503
短期借入金			500,000
未払法人税等			15,890
賞与引当金			382,185
本社移転費用引当金			72,997
その他の流動負債			26,404
流動負債計			1,641,474
固定負債			
退職給付引当金			460,463
役員退職慰労引当金			40,399
資産除去債務			68,876
固定負債計			569,739
負債合計			2,211,213
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			4,000,000
資本剰余金			
資本準備金	1,406,953		
その他資本剰余金	-		
資本剰余金合計			1,406,953
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	638,957		
利益剰余金合計			638,957
株主資本合計			4,767,995
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			6
評価・換算差額等合計			6
純資産合計			4,767,989
負債・純資産合計			6,979,203

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)	
	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		1,254,597
投資顧問料		826,503
付随業務収入		590,447
営業収益計		2,671,548
営業費用		
支払手数料		524,616
公告費		775
調査費		
調査費	123,477	
委託調査費	287,938	
図書費	1,584	413,001
委託計算費		69,245
営業雑経費		
通信費	13,164	
印刷費	15,998	
協会費	4,833	33,996
営業費用計		1,041,634
一般管理費		
給料		
役員報酬	132,452	
給料・手当	743,965	
賞与	89,621	966,040
退職金		32,268
交際費		5,064
寄付金		6,050
旅費交通費		39,576
租税公課		20,338
不動産賃借料		115,305
退職給付費用		58,203
役員退職慰労引当金繰入		6,825
賞与引当金繰入		268,619
減価償却費 1		92,359
福利厚生費		102,357
諸経費		309,667
一般管理費計		2,022,676
営業損失（ ）		392,762

（単位：千円）

科目	期別	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)	
		内訳	金額
営業外収益			
受取利息			99
為替換算差益			5,820
雑益			17,925
営業外収益計			23,846
営業外費用			
支払利息			10,219
雑損			20
営業外費用計			10,239
経常損失（ ）			379,155
特別損失			
本社移転費用 2			257,901
特別損失計			257,901
税引前中間純損失（ ）			637,057
法人税、住民税及び事業税			1,900
法人税等計			1,900
中間純損失（ ）			638,957

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	期別	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)
	金額	
株 主 資 本		
資本金		
当期首残高		3,000,000
当中間期変動額		
新株の発行		1,000,000
当中間期変動額合計		1,000,000
当中間期末残高		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		980,511
当中間期変動額		
資本準備金の取崩		573,558
新株の発行		1,000,000
当中間期変動額合計		426,442
当中間期末残高		1,406,953
その他資本剰余金		
当期首残高		117,810
当中間期変動額		
資本準備金の取崩		573,558
欠損填補		691,369
当中間期変動額合計		117,810
当中間期末残高		-
資本剰余金合計		
当期首残高		1,098,322
当中間期変動額		
資本準備金の取崩		-
欠損填補		691,369
新株の発行		1,000,000
当中間期変動額合計		308,632
当中間期末残高		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		691,369
当中間期変動額		
欠損填補		691,369
中間純損失()		638,957
当中間期変動額合計		52,412
当中間期末残高		638,957
利益剰余金合計		
当期首残高		691,369
当中間期変動額		
欠損填補		691,369
中間純損失()		638,957
当中間期変動額合計		52,412
当中間期末残高		638,957
株主資本合計		
当期首残高		3,406,953
当中間期変動額		
資本準備金の取崩		-
欠損填補		-
新株の発行		2,000,000
中間純損失()		638,957
当中間期変動額合計		1,361,043
当中間期末残高		4,767,995

（単位：千円）

科目	期別	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)
	金額	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		178
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		184
当中間期変動額合計		184
当中間期末残高		6
評価・換算差額等合計		
当期首残高		178
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		184
当中間期変動額合計		184
当中間期末残高		6
純資産合計		
当期首残高		3,407,132
当中間期変動額		
新株の発行		2,000,000
中間純損失()		638,957
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		184
当中間期変動額合計		1,360,859
当中間期末残高		4,767,989

重要な会計方針

	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は、20年であります。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)
3 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による中間期末要支給額の 1 0 0 %を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を基準として計上しております。 (5) 本社移転費用引当金 本社移転に係る支出に備えるため、支出見込額を計上しております。
4 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第22期中間会計期間末 (平成23年 9月30日現在)
1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に表示しております。
2 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	器具備品 37,444 千円

（中間損益計算書関係）

	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 10,461 千円 無形固定資産 81,897 千円
2 本社移転費用	本社移転費用には、固定資産除却損167,710千円、本社移転費用引当金繰入額72,997千円、その他の費用17,194千円が含まれております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	20,000	20,000	-	40,000

（変動事由の概要）

平成23年6月28日の取締役会決議による新株の発行 20,000株

（リース取引関係）

第22期中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

(1) オペレーティング・リース取引	
(借主側)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	207,826 千円
1 年超	<u>811,714</u>
合計	1,019,540
なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。	

（金融商品関係）

第22期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第２種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ会社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	2,120,515	2,120,515	-
(2)未収入金	320,244	320,244	-
(3)未収委託者報酬	509,429	509,429	-
(4)未収投資顧問料	440,381	440,381	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	693	693	-
(6)未払金	(429,242)	(429,242)	-
(7)短期借入金	(500,000)	(500,000)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

(6)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 差入保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 満期のある金銭債権債務及び満期のある有価証券の決算日後の償還返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)現金及び預金	2,120,515	-	-
(2)未収入金	320,244	-	-
(3)未収委託者報酬	509,429	-	-
(4)未収投資顧問料	440,381	-	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	-	-	693
(7)短期借入金	(500,000)	-	-
合計	2,890,570	-	693

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

第22期中間会計期間（自 平成23年4月 1 日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券

区分	第22期中間会計期間 （平成23年9月30日現在）		
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	699	693	6
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	699	693	6
合計	699	693	6

（資産除去債務関係）

第22期中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	50,754千円
時の経過による調整額	529千円
見積額変更による減少額（注）	7,230千円
その他	24,821千円
中間期末残高	68,876千円

（注）当中間会計期間において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

（セグメント情報等）

第22期中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

１．製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
551,289	596,867	253,893	14,900	1,416,950

（注）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

付随業務収入については、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)	
1株当たり純資産額	119,199円74銭
1株当たり中間純損失金額	21,653円70銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純損失金額（ ）の算定上の基礎

	第22期中間会計期間 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 23年 9月 30日)
中間純損失（ ）（千円）	638,957
普通株式に係る中間純損失（ ）（千円）	638,957
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
期中平均株式数(株)	29,508

（その他）

特記すべき事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	a．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 b．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 c．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 d．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 e．上記c．およびd．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
-----------------------------	---

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与える予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成24年4月1日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成23年9月30日現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円 ¹	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	22,572百万豪ドル ² (約1,785,896百万円) ²	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573百万円	
楽天銀行株式会社	25,954百万円	
オリックス銀行株式会社	45,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

¹ 平成24年5月1日現在。

² 平成23年12月31日現在。豪ドルの円換算は、平成23年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝79.12円）によります。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成23年12月31日現在)	事業の内容
インベスコ・オーストラリア・リミテッド	89,523,571.01豪ドル (約7,083百万円)	オーストラリア国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

豪ドルの円換算は、平成23年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝79.12円）によります。

2【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。								
再信託受託会社の概要	<table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td></tr> <tr> <td>資本金</td><td>51,000百万円(平成23年9月30日現在)</td></tr> <tr> <td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr> <tr> <td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr> </table>	名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	資本金	51,000百万円(平成23年9月30日現在)	事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。	再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社								
資本金	51,000百万円(平成23年9月30日現在)								
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。								
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。								
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。								
投資顧問会社	委託会社よりマザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。								

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当特定期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成23年 8 月29日	臨時報告書
平成23年10月14日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年11月17日	有価証券報告書
平成23年11月17日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年11月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社
員

公認会計士 三浦 昇

業務執行社員

指定有限責任社
員

公認会計士 鴨下 裕嗣

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月7日開催の取締役会において、増資の決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年4月18日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ オーストラリア株式ファンドの平成23年8月23日から平成24年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ オーストラリア株式ファンドの平成24年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社
員

公認会計士 三浦 昇

業務執行社員

指定有限責任社
員

公認会計士 鴨下 裕嗣

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鴨 下 裕 嗣
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)